

滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画の策定について

1 概要

平成28年3月に策定した「パートナーしがプラン2020」(滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画)が令和2年度に終期を迎えるため、新たな計画を策定する。

2 計画の性格

- (1)男女共同参画社会基本法および滋賀県男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に進めるための基本的な計画
- (2)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく県の区域内において女性の職業生活における活躍を推進する計画
- (3)行政、家庭、地域、学校、働く場などにおけるすべての県民が、それぞれの立場で、自ら考え、行動するための共有の指針となる計画

3 計画の期間

令和3年度～令和7年度

4 検討の進め方

- (1)企業、経済団体、地域団体等のヒアリングおよび市町等との意見交換により様々な立場の意見をお聞きし、滋賀県男女共同参画審議会において審議する。
- (2)滋賀県男女共同参画・女性活躍推進本部(本部長：副知事)において県庁各部局が横断的な連携を図りながら検討を進める。

5 スケジュール(案)

- (1)新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために行われている外出自粛や休業等の状況下においては、生活不安やストレスによるDV被害等が懸念されるなど、新たな課題の集約および計画への反映等について一層の検討期間が必要。
- (2)このため、下記スケジュールにより次期計画を策定する。
- (3)次期計画策定までの間については、現計画の内容を引き継ぐ。

令和2年度 4月7日 男女共同参画審議会に諮問

〔新たな課題の集約、計画への反映等について一層の検討〕

11～12月頃 現状および課題の取りまとめ
R3.2月頃 計画(骨子案)の調整

令和3年度 6月頃 男女共同参画審議会から答申
計画(素案)の調整
7～8月頃 県民政策コメントの実施
9月頃 計画(案)の調整
10月頃 計画策定

※適宜、検討状況を常任委員会に報告

パートナーしがプラン2020

滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画

男女共同参画社会基本法、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、および滋賀県男女共同参画推進条例に基づき、平成28年度（2016年度）を初年度とし、令和2年度（2020年度）までを目標年度とする「パートナーしがプラン2020（滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画）」を策定しました。

「あらゆる場面で『男女共同参画』を実感できる滋賀へ～男女共同参画で、夢や希望に満ちた新しい豊かさを～」を目標に掲げ、県民一人ひとりが持てる個性や能力を存分に發揮し、互いに生きがいをもって意欲的に暮らすことができる男女共同参画社会の実現に向け、総合的かつ計画的に施策を推進していきます。

計画の目標

あらゆる場面で
『男女共同参画』を実感できる滋賀へ
～男女共同参画で、夢や希望に満ちた新しい豊かさを～

重点推進目標値

	現状	令和2年度目標
① 「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方方に同感しない人の割合	59.5% (R1)	↗ 70.0%
② 女性の就業率（25～44歳）	71.2% (H27)	↗ 73.0%
③ 管理的職業従事者に占める女性の割合	14.7% (H27)	↗ 18.0%
④ 男性の育児休業取得率	3.8% (R1)	↗ 6.0%

重視すべき視点

女性の活躍推進による
地域の活性化

男性にとっての男女共同参画

重点施策と取組の方向

重点施策 1

家庭・地域における
男女共同参画の
推進

- (1) 男女共同参画の推進に向けた意識改革と人づくり
- (2) 地域の様々な活動分野における女性の参画促進
- (3) 男性の家庭・地域活動への参画促進
- (4) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援・介護支援の充実
- (5) 多様な選択を可能にするライフ＆キャリア教育の推進

重点施策 2

働く場における
男女共同参画の
推進

- (1) 男女の均等な雇用機会の確保
- (2) 女性の働く場への参画・能力発揮に向けた支援
- (3) 政策・方針決定の場に参画する女性が増える環境づくり
- (4) 働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスが実現される職場環境づくり
- (5) 女性の起業等への支援

重点施策 3

男女の人権尊重と
安心して暮らせる
社会づくり

- (1) 男女の人権尊重についての意識の浸透と教育の充実
- (2) セクシュアルハラスメント対策の推進
- (3) D V（ドメスティック・バイオレンス）対策の推進
- (4) 性暴力、ストーカー行為等あらゆる男女間の暴力に対する取組の推進
- (5) 生涯を通じた健康づくり
- (6) 様々な困難を抱える人々への支援

計画の総合的な推進

① 県の推進体制の充実

② 多様な主体との連携強化

③ 県立男女共同参画センターの機能の充実

④ 調査・研究の推進